

名古屋港管理組合公報

平成16年7月15日

(木曜日)

第334号

目次

- 告示
 ○ 公有水面埋立ての竣功認可…………… 1
 ○ 港湾施設の変更…………… 1
 審議会事項
 ○ 名古屋港審議会委員の任免…………… 2

告 示

名古屋港管理組合告示第34号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、名古屋港内公有水面埋立ての埋立てに関する工事の竣功を次のとおり認可した。

平成16年7月15日

名古屋港港湾管理者

名古屋港管理組合

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

1 竣功認可の年月日

平成16年7月14日

2 竣功認可を受けた者

住 所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名 称 名古屋港管理組合

代表者の氏名 名古屋港管理組合管理者 愛知県知事 神田 真秋

3 埋立区域

(1) 位置

愛知県海部郡弥富町大字楠二丁目70番、71番、72番、73番及び無番の地先

(2) 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に直線で結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成9年10月8日付け指令第1981号で竣功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（N.P.+2.32mにより決定）、⑤の地点と⑥の地点を結ぶ昭和54年7月19日付け指令第2773号で竣功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（N.P.+2.60mにより決定）、⑥の地点と⑦の地点を結ぶ平成9年10月8日付け指令第1981号で竣功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（N.P.+2.32mにより決定）及び⑦の地点と①の地点を結ぶ昭和54年7月19日付け指令第2773号で竣功認可された埋立地の陸地と公有水面との境界線（N.P.+2.60mにより決定）により囲まれた区域

①の地点 名古屋港基準点No.43（北緯35度02分42秒94・東経136度48分46秒71（以下「基点」という。)) から
 250度39分44秒 1,271.67mの地点

②の地点 ①の地点から 90度04分34秒 339.33mの地点

③の地点 ②の地点から 180度04分34秒 378.48mの地点

④の地点 ③の地点から 270度04分34秒 339.29mの地点

⑤の地点 ④の地点から 0度04分11秒 51.08mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から 0度04分11秒 148.92mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から 0度04分11秒 51.14mの地点

(3) 面積

128,422.00㎡

4 埋立ての免許年月日及び番号

平成11年5月27日付け指令第1511号

5 埋立てに関する図書の閲覧場所

愛知県海部郡弥富町役場

名古屋港管理組合告示第35号

次の港湾施設は、平成16年7月15日から次のとおり変更する。

平成16年7月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 神田 真秋

施設の種類 航路
変更前

名 称	延 長	幅 員	水 深
東航路	メートル 10,000	メートル 500 ~ 610	メートル 14.0
西航路	メートル 8,400	メートル 350 ~ 400	メートル 12.0 ~ 14.0

変更後

名 称	延 長	幅 員	水 深
東航路	メートル 10,000	メートル 500 ~ 610	メートル 14.0 ~ 15.0
西航路	メートル 8,400	メートル 350 ~ 400	メートル 12.0 ~ 15.0

審 議 会 事 項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。

内 田 直 行 (6月9日)
坂 崎 巳代治 (6月30日)
松 山 登 (同)
奥 谷 俊 介 (同)

名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。

萩 原 互 (6月10日)
立 松 誠 信 (7月1日)
久 野 浩 平 (同)
杉 田 吉 文 (同)

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合